

○南伊豆地域清掃施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

南伊豆地域清掃施設組合条例第22号
令和5年6月20日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 年度の初日から継続して役務の提供を受ける契約で、設備、物品等の保守及び点検業務に係るもの

(契約の期間)

第3条 長期継続契約を締結することができる期間は、5年以内とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。